

〈資料〉

沖縄の民事陪審（5・完）
—記録から見た庶民の力—

齋藤 哲（訳）

（代表執筆者・陪審裁判を考える会）¹

This paper is a translated version of the first jury-trial record in the occupied Okinawa, Japan, in July 1964.

Research Group on Jury Trial

[事実の概要] 本件は、1959年11月30日午前1時ころ、沖縄県島袋所在の県道5号線（現在欠番）において、建設会社の従業員で運転免許失効中の被告が、同会社所有のピックアップトラックを無断で運転走行中、破裂した水道の緊急補修作業中の被害者を衝突死亡させたという交通事故事案である。被害者の遺族である配偶者と子は、62年11月29日、従業員と会社に対して、妻は10万ドル（3,600万円）、子は5万ドル（1,800万円）の損害賠償金の支払いを求めた。

<目次>²

開廷

1 陪審員選定手続

1 これは本土復帰前の沖縄県において実施された民事陪審裁判の記録である。原文は英語であるが、被告個人を仮名にした以外、そのまま翻訳した。

翻訳者は、齋藤のほか、滝田清暉（特定侵害訴訟代理人・弁理士）、荒川歩（武蔵野美術大学）、飯考行（専修大学）、西村健（弁護士）、新倉修（弁護士・青山学院大学）、四宮啓（弁護士・國學院大學）、黒澤亜紀（カリフォルニア大学サンタクルズ校）、黒沢香（元大学教授）である。

2 目次は今回、便宜的に作成したものであり、原文には存在しない。

2 正式事実審理

(1) 陪審の宣誓

(2) 冒頭説示

* 以上、沖縄の民事陪審 (1) 獨協法学第107号掲載

(3) 冒頭弁論 (ヘイグッド原告代理人)

(4) 証人尋問 ジャック・H・ウィルソン (原告側証人・目撃者証言) 主尋問 (ヘイグッド原告代理人)

(5) ベンチ・カンファレンス

(6) 証人尋問 チョウヘイ・トミシロ (原告敵性証人=被告)

主尋問 (オオシロ原告代理人) 反対尋問 (マクレラン被告代理人)
補充質問 (裁判所)

* 以上、沖縄の民事陪審 (2) 獨協法学第108号掲載

(7) 証人尋問 シュウコウ・ヒガ (原告側証人)

主尋問 (ヘイグッド原告代理人) 反対尋問 (マクレラン被告代理人)
再主尋問 (ヘイグッド原告代理人)

(8) 当事者尋問 ツルコ・N・ロバート (原告)

主尋問 (ヘイグッド原告代理人)
反対尋問 (マクレラン被告代理人)

(9) ベンチ・カンファレンス

(10) 証拠調べ・書証 甲第1号証 (犯罪記録)

(11) ベンチ・カンファレンス

* 以上、沖縄の民事陪審 (3) 獨協法学第109号掲載

(12) 冒頭弁論 (マクレラン被告代理人)

(13) 証人尋問 ジージ・クラウス (被告側証人)

主尋問 (マクレラン被告代理人) 反対尋問 (ヘイグッド原告代理人)

(14) 証人尋問 ジョージ・ホール (被告側証人)

主尋問 (マクレラン被告代理人) 反対尋問 (ヘイグッド原告代理人)
再主尋問 (マクレラン被告代理人) 補充尋問 (裁判所)

* 以上、沖縄の民事陪審 (4) マテシス・ウニウエルサリス第20巻第2号掲載

(15) 原告最終弁論 (ヘイグッド原告代理人)

(16) 被告最終弁論 (マクレラン被告代理人)

3 裁判官による陪審への説示

4 評決答申

- (1) 特別（個別）評決、一般評決
- (2) 再審理命令
- (3) 特別（個別）評決、一般評決

閉 廷

*以上、沖縄の民事陪審（５・完）マテシス・ウニウエルサリス本号掲載

（法廷は1964年7月9日午後2時16分に再開した。休廷に入った時に在廷していた者は全員、再び在廷した。）

裁判長： 私たちの仕事について、止まったり進んだりして、陪審員の皆さんにお詫びします。本件のような陪審裁判の終盤には、今後の手続きに関して代理人と協議することが常に必要であり、いつも時間がかかるのです。たくさんタイプしなければならぬことがあり、たくさん準備、たくさん法的議論があります。だから、どのくらい時間が掛かるのか分からないのです。開廷を1時30分から2時15分に延期したのもそのためです。遅れたことにお詫びいたします。では手続きを進めましょう。最終弁論の準備が整いました。

原告は最終弁論を始めますか？

ヘイグッド代理人： 陪審員の皆さん。このケースはどちらかと言えば簡単なケースです。提出された証拠はそれほど多くありませんでした。それは本当に、事実関係が極めて明らかだったからです。検討すべき課題は1つか2つの小さな簡単なものがあるだけです。

皆さんがご覧になってこられたように、問題は、被告会社の極東建設サービス株式会社、FECONが、カービー・ロバーズ氏の死に対して責任を有するか否か、ということです。皆さんのお考えでは、トミシロ被告の責任については、疑問を持つ方はいないでしょう。実際、彼は出頭に手こずらせることはなく、また、彼に対する訴訟において答弁書を提出することもなく、ましてや弁護士を雇うこともしませんでした。彼が有責であることは明らかですので、彼に対しては欠席判決が下され、トミシロ被告について皆さんが決定しなければならないことは、彼がいくら支払うべきか、ということだけです。

皆さんはトミシロ被告をご覧になりました。私と同じように皆さんに明

らかなことは、もし皆さんが彼に100ドルの評決を出しても、彼はおそらく支払えないということです。陪審員の皆さんは、会社が彼を雇っていたことに疑問はないと思います。明らかにトミシロ氏に対する判決は、カービー・ロバーズ氏の残された妻と息子には、まったく無意味だということです。

裁判長はこのケースに適用される法について説示するでしょう。私たちは現在、合衆国にいるわけではありません。私たちは沖縄にいます。沖縄の実体法は合衆国とは異なり、日本の法律が適用されます。日本の法律が当事者の権利義務を決定します。このケースに適用される日本の法律は日本の民法であり、日本の民法では、故意または過失で人に損害を与えた場合、損害を賠償する義務があります。他人の生命を奪った場合は、死亡した人の配偶者、両親、子どもに対して損害賠償の義務があります。これは合衆国でも同じです。

そして、別の条文があります。皆さんはこの条文について沢山のことを聴くことになるでしょう。それは日本の民法の第715条です。これは雇用者の責任を含む条文です。第715条は翻訳されています——翻訳はできるだけベストを尽くしましたが、皆さんが英語で書かれたものを日本語で完全に表現するより、日本語で書かれたものを英語で表現する方が難しいことをご理解ください。日本民法の第715条は次のように述べています。「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」

さて、これには免責条項があります。雇用者が被用者の選任と事業の監督について相当の注意をしたときは、この条文は適用されません。証拠によれば、チョウヘイ・トミシロ氏は、本件事故当時、FECONに雇用されていました。このことについて疑問はないと思います。証拠によれば、車両基地長すなわち作業長として車両基地で雇用されていました。証拠によれば、彼は当日、夜通し仕事が続けられるように自分の温かい服を取りにいくために、会社の自動車を車両基地から運転したのです。何人かの証人が当日の夜は寒い、とても寒い夜だったと述べています。衣服を取りに彼の家に行く途中で、彼はカービー・ロバーズ氏の命を奪ったのです。確かに彼は雇用者の事業を行っていました。仕事が続けられるように温かい衣服を取りに行ったのです。彼は雇用者のピックアップトラックに乗り、つまり雇用者のトラックを運転して、雇用者の事業を行っていました。確か

に、彼はそのトラックを運転するようはっきりと言われていたわけではありませんが、そのトラックを運転しないようにと、はっきりと言われていたわけでもありませんでした。

さて、あなたがた陪審員はこの裁判の事実認定者です。皆さんは証人尋問を聴きました。皆さんの前に提出された、どの証人をそしてどの証拠を信用し、あるいは信用しないかは、皆さんだけが持つ権限です。皆さんは証拠のどれかを信じなければならない義務はありません。皆さんが聴いた事実は、これを信用してもよいし、排斥してもよいし、あるいはそうしたければ、ある部分だけを信用して、証拠のいろいろな部分を選んで信用することもできます。皆さんはこの法廷で見聴きしたことから推認をすることができます。別の人の生命を奪った人に、どのようにして生命を奪うことになったのかを話させることはとても難しいことです。

もちろん、被告側証人は、皆さんがお聴きになったように、雇用者であるFECONのクラス氏は、本件の主要な論点についてはあまり役に立ちませんでした。それからジョージ・ホール氏。彼は副社長で株主でもあり、当時FECONの総支配人でもありました。彼は、本件訴訟の結果に非常に直接的な財務的利害があることを認めていました。彼は、陪審が彼に不利な評決を出した場合、彼自身が支払わなければならない——彼自身が支払うつもりの金銭に加えて——と証言していました。

これらは、証言の信用性を判断する上での考慮要素です。この訴訟の結果、彼に入るお金があるのか、それとも失うお金があるのか？ このことは、皆さんお分かりのように、ある方向に少し積極的に、あるいは別の方向に消極的に、証言に影響を与えがちです。

さてトミシロ氏が、運転免許を持っていたのか、あるいは運転免許を持っていなかったのか、修理工として雇用されていたのか運転手として雇用されていたのか、あるいはどんな仕事で雇用されていたのかは、まったく重要ではありません。ここでの主要な争点は、先ほど私が読んだ日本の民法の下で、被用者が事業の執行について第三者に損害を与えた場合に、雇用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当な注意をしたのではない限り、雇用者には損害賠償責任があるということです。これは大きな引き網のようなもので、皆さんはこの法律の判断をしなければなりません。

裁判長は、この法律はこのように解釈すると説示し、それから裁判長は、特定の法律の言葉のセットを特定の事実のセットに適用することを許すで

しょう。さて、この法律にある「事業の執行について」という言葉は、雇用者の事業に関するものであって、被用者の仕事に関するものではありません。証拠によればFECONは、当時、建設業を営んでいました。この会社は5、6台のピックアップトラック、何台かの大型トラック、いくつかの原動機付き設備、クレーン、乗用車など、たくさんの自動車を所有していました。これはシュウコウ・ヒガ氏の証言です。そしてこれらの自動車は、琉球政府によって正当に登録され、公道を走行していました。

さてトミシロ氏は、彼が仕事を続けられるように、つまり何か温かい衣服を取ってきて仕事を続けるために、当該自動車を運転したという趣旨の証言をしています。これに対して、いや、私たちは彼にその夜仕事をしなさいとは伝えていない、との証言がありました。しかし彼は修理工であり作業長でした。彼らは忙しく、大きなコンクリート打設工事が進んでおり、トミシロ氏はある仕事を終えなければならないことを知っていました。この人は、単なる労働者あるいは従僕ではありませんでした。彼は、車両基地の作業長であり、監督者として責任ある社員でした。証人たちは、作業長は、被用者に対してどこどこに行つて何をしろと、外に行つて何々をしろと命じる権限と責務が確かにあったと証言しています。証人によれば、彼には確かに裁量がありました。

さて、シュウコウ・ヒガ氏は、本法廷で、彼とトミシロ氏はほぼ同程度の地位にあったと証言しました。シュウコウ・ヒガ氏は、事務所の職長であり、トミシロ氏は車両基地の職長でした。

ホール氏、ジョージ・ホール氏は、副社長であり、会社の後継者であることが明白ですが、シュウコウ・ヒガ氏は企業運営について、現に彼の片腕であったと証言しています。いずれにせよ、トミシロ氏は相当な責任ある地位にあり、自動車が出庫すべきか否かについて、決定する権限を与えられた会社の社員であったという事実についての証言があります。

また外出票を書いてトラックを派遣するという手続きはなかったとの証言があります。また人々はトミシロ氏に対して、自分の運転で彼の責務をより効果的に果たせるよう、努力して運転免許を取得するよう伝えていたとのいくつかの証拠があります。これらはすべて会社内の内部事情です。これらは事業の執行で傷つくかもしれない会社外の人々の関知しない事柄です。日本の裁判所の第715条の判例は、このことを支持しています。次のような趣旨の判例があります。会社の内部の関係、雇用者からの被用者

への指示、禁止の・・・。

マクレラン代理人： 裁判長、この点についてよろしいでしょうか？ 裁判所から原告代理人に対して、本件に関する法律は裁判所の説示によって与えられるべきで、代理人から与えられるものではないとリマインドしていただけないでしょうか？

裁判長： そうですね、代理人は法律について、陪審に議論しないでください。

ヘイグッド代理人： 被用者の行為に関する雇用者の責任を認めた法律の意味は、その行為によって損害を被った会社外部の第三者にあっては、会社の外観にのみ関心があるのであって、内部の事情に関心はありません。裁判長は、この法律の文言について、皆さんご自身が解釈することを許可するでしょう。私は、単に、他の資料を読んだことに基づいて、私の解釈の長所を提供しただけです。

では先に進みましょう。皆さんが、損害が発生したときにある被用者が事業を執行していたと判断した場合、法は、雇用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたときは、被用者が行ったことに対する責任を回避できることを認めています。このように、証明責任は移転します。一旦、当該行為が事業の執行に際して行われたことが証明されれば、証明責任は雇用者に移り、相当の注意をしたことを示さなければならぬことになるのです。私たちの主張は、本件における証拠は本件の雇用者について、遺憾ながら注意を欠いていたことを示している、というものです。彼らはトミシロ氏を、彼の経歴について何らの調査も行わずに雇用しました。ホール氏は、トミシロ氏に前科があるか、それが交通犯罪かどうか関心はなかったし、彼にも聞かなかった、と述べています。私が、ホール氏に繰り返し、免許について調べたかを答えるよう促した少し後で、彼は、トミシロ氏が自動車を運転できることがすべての人にとって非常に都合がよかったのだと答えました。

私は、皆さんに、証拠として採用された原告提出の第1号証をお示しし、読み上げました。それは高等検察庁の証明書であり、チョウヘイ・トミシロ氏の前科記録の抜粋を証明するものです。この前科記録によれば——これは皆さんが評議室に持って行けます——1947年にチョウヘイ・トミシロ氏は裁判を受け、窃盗によって有罪となって刑の言渡しを受け、それは懲役1か月でした。1947年12月、彼は再びコザ治安判事裁判所において道路交通法違反で裁判を受け、80円という少額の罰金の判決を言い渡されてい

ます。1951年6月には、彼は再び窃盗で裁判を受け、懲役6か月の判決を受けています。そして1956年10月10日、コザ軍事裁判所において交通違反で3000円の罰金を受けています。そして1956年12月7日、再び道路交通法違反、交通違反でコザ簡易裁判所において裁判を受けています。このときは、いずれも少額ですが罰金が3つありますから、明らかに3つの罪があります。第一の罪は罰金200円、第二の罪は罰金150円、そして第三の罪は罰金100円です。そして1957年9月には、道路交通法違反で那覇治安判事裁判所において裁判を受け、600円の罰金に処せられています。そして1960年8月、カービー・ロバーズさんを死亡させた本件犯罪について、中頭巡回裁判所で裁判を受けました。彼は無免許運転、業務上過失致死、そして道路交通法違反で起訴されました。裁判所は彼に対して禁錮1年の判決を言い渡しましたが、3年間の執行猶予としました。後の1962年、ある布告によって9か月の禁錮に減刑され、2年2か月の執行猶予、また罰金も100円に減刑されました。最後の事実は、カービー・ロバーズさんの死後に起こったものであり、本件裁判には重要ではありません。チョウヘイ・トミシロ氏の前科記録のすべてを皆さんにお伝えしたのは、たった一つの目的のためです。私は、皆さんがトミシロ氏に対する巨額の評決を下すためにトミシロ氏に対する感情を煽ろうとしたものではありません。それは本件未亡人に何らの善をもたらすものではありません。彼は無一文です。これは、この男には多くの交通違反の前科があり、二度窃盗で有罪になっているということをお示しすることだけを目的としたものです。この情報は、雇用者が被用者を選任する際に相当の注意をしていれば、見つけることができたはずのものです。

雇用者たちは、トミシロ氏が免許なしにこの自動車を選び、運転することを予測することは不可能であったと述べています。もし彼らがトミシロ氏の経歴について少しでも調べていたら、彼が明らかに財産権を尊重しない人間であることが分かったはずで、なぜなら彼は二度も窃盗で有罪になっているからです。彼は他人の財産をまったく尊重しませんでした。さらに、彼には、多くの交通違反の前歴がありました。そして、ホール氏は、彼を雇用したとき前科があるかどうか調べなかった、尋ねもしなかった、と供述しています。私は修理工を雇おうとしていたのであって、運転手ではなかった、と。そして続けて、1ヶ月後に彼が運転免許を持っていないことが分かり、彼に免許を取得するように促した、なぜなら、もし運転で

できれば非常に都合がよく、助けになるからだ、と。修理工を雇うということ、部品が故障したとき、どこへでも行ったり来たりさせるために運転させるということとは、一貫するとは言えないでしょう。

ホール氏の証言には明らかな矛盾があることは後に触れますが、私たちは本件の雇用者は、本件の被用者の選任にあたって、相当の注意を確実に怠ったことをお示しできたと思います。そこで次に、雇用者が被用者の監督について相当の注意を払ったかを見てみましょう。トミシロ氏は、ヒガ氏から本件自動車を使うよう引き渡されたたと述べています。いつ本件自動車がトミシロ氏に引き渡されたかについては、ヒガ氏とトミシロ氏の供述にいくつかの食い違いがあります。ヒガ氏によれば、ヒガ氏がトミシロ氏に本件自動車を引き渡したと述べています。トミシロ氏は、車両基地でいくつかの部品について、やることがあったと述べています。その日は非常に寒い夜で、トミシロ氏は仕事を続けるために上衣を取りに行きたかったと述べています。彼は、車両基地には彼と守衛だけで、他に誰もいなかったと述べています。守衛は何のためにいたのでしょうか？ そうです、守衛は財産を守るためにいたのだらうと思います。外出票の制度についてはいくつかの証言があります。守衛のチェックを受けること、外出を記録すること、これだけです。明らかにこの守衛は、トミシロ氏が本件自動車を外に持ち出すことを止めるためには役に立ちませんでした。そこにいた守衛は誰のために働いていたのでしょうか？ 守衛はFECONのために働いていたのであり、FECONが雇い、指示を与えていたのです。もし守衛が、外出票も運転免許もない運転手が構内から自動車を出すことを止められなかったとしたら、そして守衛は明らかにFECONの従業員ですから、業務執行の監督が不十分です。

さて、ホール氏の証人質問の答にはむらがあり、言い足そうとしていました。たとえばホール氏は、彼がトミシロ氏を雇用するときの事務処理の一部について詳細を述べることはできなかったはずです。加えてトミシロ氏は、本件事故前3年間、FECONのために働いていたと述べています。ホール氏は1年半と述べています。1年半の食い違いがあります。トミシロ氏は、彼の運転免許は1958年2月に失効したと証言しています。にもかかわらず、ホール氏は、彼がトミシロ氏を雇ったとき、彼はトミシロ氏に運転免許を持っているか質問しなかったが、1か月後にトミシロ氏は運転免許を持っていないことに気づいた、と述べています。さて誰が真実を話しているの

でしょうか？ もしトミシロ氏が会社のために3年間働いており、彼の運転免許が1958年に失効したとしたら、トミシロ氏は1956年11月に遡って3年間働いていなければなりません。ホール氏の状況の認識は、彼は本件事故の約1年半前にトミシロ氏を雇い、彼を雇った後1か月以内に、トミシロ氏の運転免許が失効したことを知ったというものです。

陪審員の皆さん、ここで私は、ホール氏の記憶は本来あるべきほど良いものではないと申し上げます。彼の証言のうち極めて積極的に述べたある部分は、信用性に疑問があります。ホール氏の信用性については、彼の財務上の立場と本件訴訟の結果について見ておきましょう。彼には、証言をゆがめる、あるいは本件の事実から目を逸らす十分な動機があります。これは本件における被告側の困難な防御の点です。私がヒガ氏を証人として召喚し、彼からある証言を引き出そうとした後、分かったことがあります。私がホール氏から知ったのは、ヒガ氏は被告会社に極めて明白な財務上の利害関係があるということです。もし私がこの財務上の利害関係を知っていたなら、私のヒガ氏に対する質問は、明らかに別のものになっていたことは確実です。テラウエアの会社である極東建設サービス株式会社がカービー・ロバーズさんの死亡に対して支払いをするという責任に関する事実状況があるのです。もし誰かがカービー・ロバーズさんの死亡に対して支払いをするとなれば、トミシロ氏は支払えませんから、それは会社である、ということは皆さんにとって極めて明白なことでしょう。

では、損害の問題に入りましょう。私は、皆さんは被告会社には責任があると判断されると思います。私たちは一定の事実について代理人が署名した合意書を持っています。この合意書は、ある事実が証明されたものとして認める当事者間の合意です。陪審員の必要な時間以上のものを無駄にしないためのものです。ここでもう一度、合意された事実を皆さんに読みあげましょう。

「原告と被告である極東建設サービス株式会社は、以下の事実が真実であると、この書類によって同意するものである。

1. 原告のツルコ・N・ロバーズとドナルド・ロバーズは、それぞれ死亡したオーレン・K・ロバーズの法的な未亡人であり、嫡出子であり、この訴訟において原告としての適格がある。

2. 1959年11月30日の午前1時45分ころ、沖縄コザ市の5号線において、オーレン・K・ロバーズは、被告チョウヘイ・トミシロの運転するピックアップ

ップトラックに衝突され、これにより死亡した。またこの車両は、チョウハイ・トミシロの雇用主、被告の極東建設サービス株式会社所有のものである。

3. 当時、事故現場における法定速度は、時速25マイルであった。

4. 亡くなったオーレン・K・ロバーズは亡くなる数年前から、平均して毎月714.13ドルの給与所得があった。

5. 亡くなったとき、オーレン・K・ロバーズは38歳で健康であり、アメリカ保健教育福祉省のアメリカ人口統計局によって編纂出版された保険数理生命表によると、平均余命は33年あった。

1964年7月6日」

私が原告代理人として、マクレラン氏が被告代理人として、サインしています。

さて、損害の問題については、皆さんが考慮できるいろいろな要素があり、私たちは日本の実体法を検討することになります。日本の民法709条は次のように規定しています。「故意または過失によって他人の権利を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」。710条は次のように規定しています。「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれかであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない」。財産以外の損害という言葉がここでは重要です。なぜなら、ツルコ・ロバーズさんとドナルド・ロバーズさんが受けた損害の多くのものは——損害のほとんどは、と申し上げましょう——財産以外の損害として適正に分類されるからです。しかしながら、まず私たちは実損害もしくは証明可能な金銭的損害について検討していきましょう。

事実に関する合意書によれば、オーレン・ロバーズ氏は月平均714ドル13セント収入がありました。原告が召喚した第1号証人であるジャック・ウィルソンさんの証言によれば、カービー・ロバーズ氏と彼の妻を知っており、ロバーズ氏が陸軍民間部に雇用されていた理由でサダ地区の政府宿舎で暮らしていたことも知っていました。ロバーズ夫人は証言台でこのことを証言し、またその家は家具付きで、ロバーズ氏の仕事の対価の一部として家賃は無料で使用しており、公共料金は政府が支払っていたと証言しました。皆さんは、ここでの軍の仕組みについては十分ご存知だと思いますから、この証言が真実であると認識なさると思います。さて私たちはこの家の金銭的価値に関する特別の数字を持ち合わせているわけではありま

せん。しかし私は、金銭的損失の問題を検討する上で、公共料金なしの家賃無料という価値はロバーズ氏の収入能力に加えられるべきであると考えます。陪審員の皆さん、私は、その家の大きさは知りませんが、ウィルソン氏は2つのベッドルームがある家と証言していました。しかし、公共料金付きの2つのベッドルームの家は少なくとも月100ドル、おそらく125ドルの価値はあるでしょう。この数字は皆さんの記憶に留めていただき、ロバーズ氏の収入であった714ドル13セントに加えてください。

さて、そのうちどれほどツルコ・ロバーズさんは得ていたでしょうか、あるいはその権限があったでしょうか？ 数学的な割り算はどうあるべきか、私には決めかねますが、皆さんは、評議において、数字を見出すことができるはずですよ。半分でしょうか？ そうかもしれません。さて、ツルコ・ロバーズさんが被った金銭的損害がどのくらいになるかを判断する上では、ロバーズ氏の33年の余命を、これまでの彼の38年の人生に加えてください、そして彼を通常の平均余命である71歳位に置いてください。この期間の稼働能力を考えてください。そして稼働可能年数を掛けてください。そして彼の死亡時から稼働できなくなるまで彼が稼げたであろう金額の合計を出してください。一括の数字を出したら、その数字を、どのような割合でも、ツルコ・ロバーズさんが取得すべき分とドニーさんが取得すべき分に、合理的な率の利息分の必要な調整をして、分けてください。そのようにして、家族の大黒柱を失った損害の現在の金額を手にすることができるでしょう。これらが現実の金銭損害です。

しかし、これは本件の遺された妻と子が被った損害のほんの一部に過ぎません。ロバーズ夫人は、20歳の時に、それまで結婚の経験はありませんでしたが、1956年12月3日、それまでやはり結婚経験のない35歳のアメリカ人と結婚したと証言しました。その人がカービー・ロバーズ氏でした。彼女は、彼の妻として彼と生活しましたが、彼が彼女から奪われたのは3年も経たないときでした。彼が死亡したとき、彼女はその事実を知りませんでした。彼の子どもを身ごもっており、ドニーさんが生まれたのは彼の父親が亡くなってからずっと後のことでした。彼は彼の父親を知りませんでしたし、これからも知ることはないのです。ドニーさんは父親のアドバイザー、相談、導き、親交の恩恵を得ることはないのです。ロバーズ夫人は、愛、導きそして保護、夫が妻に与えるこれらすべてのものを、もはや知ることができないのです。

私の皆さんに対する冒頭陳述で、私は金銭では評価することが難しいものがあるという事実を強調しました。これはその例です。皆さんのこの仕事を羨ましいとは思いません。

ここで、皆さんにご説明しなければならないことがあります。皆さんには秘密にしておくべきではないと信じます。ほとんどの皆さんは、とりわけ政府にお勤めの方はご存知だと思いますが、連邦政府の職員が死亡・・・。

マクレラン代理人： 異議があります、裁判長。

ハイグッド代理人： ……職務の遂行中に……

裁判長： この議論は、当該事項が取り上げられたときに議論することが許されます。それは代理人が説明されるでしょう。この点の弁論を許可します。

マクレラン代理人： 当裁判所は、ある法域の法律について、当該法律の証明なしに、あるいは証拠に関するなんらの申出もなしに、陪審に対して弁論することを許可するという判断と理解してよろしいでしょうか？

ハイグッド代理人： 現時点では、私は裁判所に対し、連邦職員労働災害補償法によって職員が職務遂行中に死亡した場合、遺族へ給付金が支給されるのかについて、確認を求めます。

マクレラン代理人： 私は、裁判所が確認できるのは、周知の事実についてのみであることを指摘しなければなりません。いまの事実はそのカテゴリーには含まれません。原告は立証をすでに終えています。

裁判長： ちょっとお待ちください。

ハイグッド代理人： 裁判所は、連邦法について裁判所による確認を行う権限があります。ここは連邦裁判所です。

裁判長： ええ、裁判所による確認は、その点について可能ですね。

ハイグッド代理人： 裁判長、進めてもよろしいでしょうか？

裁判長： どうぞ。

マクレラン代理人： 私の異議を記録に留めてください。

裁判長： 分かりました。

ハイグッド代理人： カービー・ロバーズ氏が職務遂行中に死亡したことは証拠上明らかです。マクレラン氏の証人に対する尋問、とりわけロバーズ夫人に対する反対尋問は、この点を攻撃しようと、いくつかの質問を差しはさみましたが、皆さんのご記憶にあることと思います。私はこれらの質問にお答えするつもりです。また状況がどんなものであるか、すべてご説明

いたします。マクレラン氏は、ロバーズ夫人に対して、現在何によって生活しているのか尋ねました。法律の条文によれば、裁判所は遺族の給付金について「裁判所による確認」を行ないました。彼女は、職務従事中に死亡した陸軍職員の遺族です。マクレラン氏は彼女に再婚したか尋ねました。その質問には異議が申し立てられました。再婚についても、もちろんその法律に書かれています。

さて、連邦職員労働災害補償法によれば、職員が職務従事中に死亡した場合、もし子どもがいれば、遺された妻は職員の基本給の40%を取得でき、子どもは15%を取得でき、これが本件の状況です。ツルコ・ロバーズさんは陸軍から送られてくる小切手で生活しています。このことを持ち出す理由は、皆さんが、この法律には抜け穴があって、ツルコ・ロバーズさんが二重に補償を受けようとしているとの印象を持たないようにしていただくためです。この法律が言おうとしていることは、職員の死亡あるいは負傷が、第三者の不法行為によって引き起こされ、この傷害に対する損害が回収可能な場合には、合衆国政府は、政府が補償として支払った額の損害の求償を求める権限があるということです。この求償はそれに止まりません。もしこの不法行為による損害として補償された額が、政府がすでに支払った額を上回る場合は、以降の月々の支払いは、当該個人が受領したであろう月々の割合で損害の補償総額が完全に支払われる時まで、差し止められます。そしてもし遺族になお資格があれば、補償の支払いが再開されます。ここは重要な点です。もし、遺族がなお補償を受ける資格があるのであれば支払いは再開されるのです。

連邦職員労働災害補償法にはさらに規定があります。遺族補償の受取人が非居住外国人でアメリカ市民でなく、合衆国以外に居住している場合は、労働省長官は、裁量で、5年分の給付金を一括払いすることで、月々の支払を終了させることができ、その後は給付金の支払いはなくなります。これはまだツルコさんには適用されていません。

死亡した連邦政府職員の子どものについては、彼／彼女のこれらの扶助金の受給資格は、18歳で終了します。彼／彼女は18歳まで基本給の15%を受け取ります。遺された妻の場合は、彼女が再婚しない限り、これらの給付金を死ぬまで受給できます。もし再婚したときは、支払いは停止されます。これらの給付金を受給したいのであれば、未亡人であり続けなければなりません。彼女は再婚することはできません、そうすればこれらの支払いを

受け続けることができます。

さてこれが本件の状況であり、私が申し上げたように、陪審員の皆さんに伏せている事実や情報はありませんし、皆さんには状況をすべてお伝えしています。ツルコ・ロバーズさんは、訴訟を提起して損害賠償を求めています、二重の補償を求めているわけではありません。これは二重の補償にはなりません。彼女が裁判でいかなる額を受け取ろうと、これまでに支払われたものの求償のために、まず連邦政府に行かなければなりません。少しでも上回るものがあれば、それがなくなるまで彼女は給付金を受け取ることはできません。この期間内に彼女が再婚すれば、彼女はもはや給付金を受給することはできません。

皆さんは、連邦政府は本件に関心があると言うかもしれません。しかし、ロバーズ夫人が被った損害はきわめて大きなものです。私は、連邦の実務に従って、ロバーズ夫人の請求額を総額10万ドル、ドナルド・ロバーズの請求額を5万ドルと算出しました。皆さんは、上限額を除いて、これらの数字に決して拘束されることはありません。この数字は、彼女が最大限求めている額を示しているに過ぎません。

ロバーズ夫人が被った損害額を評価するに当たっては、まず実損害、夫の法的義務である妻と子に対する生活費を失ったことについて検討してください。次に、この実損害あるいは金銭的損害に加えて、もし皆さんが本件の事実から彼女は賠償を受けるべきであると、彼女が被った苦痛に対して、チョウヘイ・トミシロ氏が彼女に与えたこの損失に対して彼女は賠償されるべきだと皆さんが考えるのであれば、更なる金額を評価する権限があります。チョウヘイ・トミシロ氏を雇用していた本件会社の法的責任は、被用者によって引き起こされた損害を賠償することです。皆さんは、この理屈は、雇用者がカービー・ロバーズ氏の死に至った連鎖を引き起こした、あるいは始めたとするもの、とお考えになるかもしれません。雇用者は、修理工を雇ったのであり、運転手を雇ったのではないから、雇用者は免責されるべきだとお考えになるかもしれません。しかし、皆さんは、会社の多くの人々が運転手の地位にないのに実際に運転していたとの、ホール氏や他の証言をお聴きになりました。被用者の行為に対する雇用者の責任を判断する上での最後の分析で、ちょっと考えてみてください——もし雇用者が本件死亡の賠償をしなしたら、誰が支払うのか？ 雇用者が支払わないのであれば、誰が支払うのか？ 皆さんは、チョウヘイ・トミ

シロ氏が支払うべきだとお考えになりますか？ いいえ、チョウヘイ・トミシロ氏の雇用者が賠償すべきだということが法律の定めるところであり、私がここで主張したいことです。

会社である雇用者は、日本の民法によって課された、過失のないこと、チョウヘイ・トミシロ氏を選任する上で相当の注意をしたこと、またその事業の監督に相当の注意をしたことの証明責任を果たすことに完全に失敗しました。陪審員の皆さん、私は、これは明らかであると思いますし、この点をご指摘したところです。車両基地の監督、誰が自動車で外出し乗り回すのかには重大な落ち度がありました。また、何度も有罪になったこの人を雇用する上でも重大な落ち度がありました。私は、彼の他人の財産権を無視する傾向、また交通の安全を無視する傾向についてお示ししてきました。しかし本件では、まず第一にこの男を雇用する上で雇用者自身に重大な落ち度があり、次に彼を雇用した後、彼の昇進と車両基地の担当にしたことにも重大な落ち度がありました。

そして証言によれば、雇用者は守衛を雇っており、その守衛は明らかに完全に彼の職務を果たしていませんでした。あるいは、おそらく車両基地の作業長という地位のある者が守衛に、この男が施設から本件自動車を乗り出すことは全く問題ないと信じさせたのかもしれませんが。実際にどうだったのか、私たちはまったく分かりません。これらの事実は、皆さんが慎重に検討すべき事実です。そのうちのいくつかは組み合わせ、そこから推論を組み立てるべきです。しかしもし、皆さんがすべての証拠から、チョウヘイ・トミシロ氏がカービー・ロバーズ氏を死亡させたとき、彼の雇用者の仕事を行っていたと認める証拠を信用するのであれば、また彼の雇用者がトミシロ氏の選任もしくは事業の監督について相当の注意をしなかったとの証拠を信用するのであれば、皆さんは原告勝訴の、そして極東建設サービス社敗訴の評決を出さなければなりません。

裁判長： マクレラン代理人、休廷が必要ですか？

マクレラン代理人： はい、裁判長。速記官も水が飲めますし。

裁判長： 結構です。10分間休廷しましょう。

(法廷は1664年7月9日午後3時25分に休廷した。)

(法廷は1964年7月9日午後3時45分に再開した。法廷が休廷に入ったとき在廷した者は全員再び在廷した。)

裁判長： マクレランさん？

マクレラン代理人： 裁判長、そして陪審員の皆さん、ヘイグッドさんの弁論に対し、お祝いの言葉を述べたいと思います。この件に関し、彼は非常に素晴らしい仕事をしました。私はそう思います。ウィンストン・チャーチルを言い換えると、「ほんのわずかだが、過去にないほど、ものすごく成し遂げられた」。

皆さんは陪審員としての特別な役目である、証人の信頼度を判断する指示を裁判長から受けます。それは彼ら証人の信じる価値と真実を見つけることです。これは訴訟で何が事実かを推測することではなく、実際の事実を見つけ出すことです。第一に、私たちが異議を唱えることはない、ある一定の事実がこの訴訟にはあります。そしてこれらの事実はすでにはっきりと書き記されています。とても残念な早すぎるロバーズさんの死が事実です。彼が亡くなった時の年齢と平均余命は、私たちが規定し、同意した事実です。これは議論するような問題ではありません。深夜1時45分、シマブク地域の県道5号線を走る、チョウヘイ・トミシロ氏が運転するピックアップトラックに跳ねられ、ロバーズさんは死にました。この時、チョウヘイ・トミシロ氏は極東建設サービス株式会社に雇われていました。これらはすべて事実です。あなたがたはこれらについての心配は無用です。これらは両者の間で確定されています。

さて、私たちには解決しなければならない問題があります。あなたがたの前にいくつかの問題があり、裁判長は裁判所の命令である正式事実審理前命令として皆さんに読みあげました。第一に、被告トミシロ氏には過失責任があるか否か、またもしあるのであるなら、彼の過失は極東建設サービス株式会社の責任と言えるか、言い換えれば、被告トミシロ氏の責任を被告極東建設サービス株式会社に転化することができるか、ということです。そして、極東建設サービス株式会社それ自身にも過失責任があるか、もしそうであるなら、トミシロ氏という被用者が与えた損害は何か、そして／それとも、雇用者が不注意であったとすれば、雇用者が損害賠償をするのか、あるいはトミシロ氏の過失責任は会社のものになるのか、といったことを考えなくてはなりません。

はじめに、日本の法律がこの沖縄に適用されることに私たちは関心があります。皆さんが聴いた正式事実審理前の決定は、この実体法は沖縄つまり琉球諸島の法律になるということです。この場合、この法律は日本の法

令から適用されます。私の依頼人が関係する限り、これらの制定法のうち1つしか関係がありません。そして数少ない単語が関係します。残念ながら、アメリカの裁判なのに、私たちは外国法を使わなければなりません。日本の法令は、アメリカの法廷からすれば外国法ですし、翻訳された正式な法律を必ず使わなければなりません。この法廷は皆さんが使えるように翻訳を用意しました。

この部分で、私たちに関係するのが以下です。「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」以上が法律であり、これの英語の訳がここで使われます。というのは英語がこの法廷の言葉であり、日本語ではないからです。

確かに原告は、自分が有利になる法律の解釈——無過失責任——を使いたいと思っています。ここで私が言う無過失責任とはどういうことでしょうか？ それはこういうことです——あなたには、あなたが雇用者として雇っている被用者がいるとします。仕事はどんな事でもいいです。もしこの被用者が誤って、または故意に第三者に損害を負わせたとしたら、それはあなたの責任になります。あなたはこの事故の責任を取るようになります。これが無過失責任です。これは果たして合理的でしょうか？ 今回の法廷で適用できる法律でしょうか？ では考えてみましょう。「ある事業のために他人を使用する者」で、この「事業」とは何でしょうか？ どういうことを意味するのでしょうか？ 特別な仕事、被用者が担当している仕事、それとも会社全体が受け持っている仕事でしょうか？ これはあなたがたが決めることです。そして「被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」とした場合、この際の事業は先ほどと同じ「事業」を意味するのでしょうか？ これは、その会社全体が受け持っていた、すべての業務を意味するのか、それともこの被用者が担当していた業務を意味するのでしょうか？ あるいは、原告の弁護士が皆さんに言っていたように、雇用中の被用者が行うことは雇い主であるあなたの責任でもある、無過失責任という意味でしょうか？ それが犯罪でも何であっても、誰かを怪我させれば、あなたは責任があるというものです。

では実際に事件の事実との関係をよく見てみましょう。まず、原告は

事件の事実に関係のある２名の立場を認めています。ウィルソンさんの情報に関しては、すでに私たちの方の同意を得ています。ウィルソンさんの証言に関しては、疑問や質問はありません。この件に関しては、私たちがもう既に知っていることを確定するだけです。それではピックアップトラックの運転手はどうでしょうか？ 何にも議論していない点が１つあります。トミシロ氏は運転手ではなく、修理工として雇われていたということに、原告と被告の両方が同意しています。異論はないので、あなたがたはこれを事実として認めなくてははいけません。彼が修理工として雇われていたことが唯一の証拠です。

この証拠は、彼は運転していたわけでもなく、運転を許可されていたわけでもないということです。彼は運転を許可されていませんでした。(a) 政府によって——彼は有効な運転免許証を持っていませんでした。(b) 雇用者によって——彼が免許証を持っていなかったので運転を許可しませんでした。彼自身も運転をしてはいけないということは理解していました。なぜなら、彼が勤務していた間、家と会社を行き来するにも、工事現場と車両基地を行き来するにも、つねに彼のために運転してくれる人がいたからです。これが皆さんの目の前にある証拠です。この証拠をもとにすれば、彼は一度も会社の業務で自動車を運転することがありませんでした。ただ１回だけ、彼が車を公道で走らせた夜に、今回の事件が起きてしまいました。これで事件の内容が明確になったと思います。彼は修理工としての業務の範囲内で仕事していましたか？ 彼は雇用者の業務の範囲内で仕事をしていましたか？

これらを検証してみましょう。まず、トミシロ氏が自分自身も自動車も、派遣する権限を持っていなかったということは、このことを知っていた証言者の間で意見が一致しています。彼には、車両基地と会社の現場を行き来する車に搭乗する許可が与えられていました。しかし、彼自身がその車で道路を運転するような許可は、明示的なものも黙示的なものも、まったく与えられていませんでした。会社は不法行為を行う許可をトミシロ氏に与えたのでしょうか？ いいえ、そうではありません。彼は優秀な修理工だったので公道を運転できなくても会社で雇われていました。これは彼の過去の犯罪履歴などとは関係ありません。彼は優秀な修理工だったので。

それではここで、彼の過去の犯罪記録に少し注目したいと思います。はい、彼には犯罪履歴があります。これに関しては疑問がありません。それ

も、かなり長いものになっています。その中のいくつかは交通法違反や窃盗です。もし、ある人が修理工になりたいと言って仕事に応募してきた場合、雇用者の義務はいったい何でしょう？ 徹底的にその人の身元確認をすることですか？ あなたはその人が安全か調べようとしているのですか、それとも雇おうとしているのですか？ 雇用者としての義務は何ですか？

家のお手伝いさんや庭師を雇っている人に聞きます——その人たちには犯罪履歴がありますか？ そもそも、そんな事を知っていますか？ 雇う際に犯罪履歴を調べることを要求されましたか？ 自分自身にこれらの質問をしてみてください。

もし犯罪履歴があったらその人を雇ってはいけないという法律が沖縄にあったとしたら、これがどういう事を意味しているか分かりますか？ 過去に犯罪を犯している人は、沖縄では正当な仕事に就けないといことです。その人は法律に基づいた、正当な仕事に就けません。社会復帰するのは不可能といことです。犯罪履歴があるという理由で彼を不採用にしなければいけないのなら、彼はどんな仕事にも就くことはできないでしょう。もしあなたが慎重に被用者を選ばないことで責任を取られるなら、もしその人たちに犯罪履歴があっても採用したら、もし採用する前の身元確認を怠るのであれば、これらの質問を考えてください。どのようにして、いったいあなたがたは被用者を雇うのですか？ どれ程の身元確認をしなければなりませんか？ あなたがたには何の義務がありますか？

もう1つ大事な点があります。会社是那覇航空基地の保安警備区域に仕事があり、被用者が那覇航空基地の区域を出入りするために必要な許可証を得るため、会社が彼の名前を提出したということを彼は知っていました。この時、空軍は彼の身元確認をしたと予想するのが合理的ではないですか？ 会社は、彼に犯罪履歴があるか否か、彼がこの職に相応しいか否か、この調査に依存できませんか？ 空軍は彼の情報でまずいところは何も見つけませんでした。そういうことで、彼に許可証を出したのです。

ではここで私たちが今特別に取り扱っている問題を見てみましょう。11月29日の夜、トミシロ氏は暗くなったときにヒガさんに出くわしました。ヒガさんはトミシロ氏のように極東建設サービス社に勤務していました。彼らは乗りもの、つまりピックアップトラックを交換しました。原告の証人として、ヒガさんの証言を認めましょう。ヒガさんいわく、トミシロ氏は窓ガラスのあるドアが欲しかったので、彼とヒガさんはピックアップト

トラックを交換しました。ヒガさんは、トミシロ氏がそのピックアップトラックに乗って、コザまで何か用を済ませてくるような事は言いませんでした。ここが、今まで議論されなかった重要な点です。皆さんはこのピックアップトラックは、トミシロ氏が引き取ったものだと思いますが違います。このピックアップトラックはトミシロ氏の運転手に引き取られました。トミシロ氏はこの時その運転手と一緒にだったので、トミシロ氏ではなくその運転手がピックアップトラックを引き取ったのです。ですからヒガさんが、トミシロ氏にピックアップトラックを引き渡したと言うのは正確に言えば正しくありません。ヒガさんがトミシロ氏の運転手にトラックを引き渡したというのが正しいのです。トミシロ氏は運転しませんでした。

では5時半から6時、そして午前1時半の間に何が起こったのでしょうか？ トミシロ氏はどこにいましたか？ 那覇航空基地で仕事をしている場所まで1、2度、往復したとトミシロ氏は証言しています。しかしクラウスさんはそこで彼を見ませんでした。これはトミシロ氏が実際にそこになかったという訳ではなく、クラウスさんがその場所でトミシロ氏を目撃しなかったという事です。そこには整備するための自動車はぜんぜんありませんでした。もし、整備するものがなかったのなら、彼はそこで何をしていたのでしょうか？ 車両基地はどうでしょうか？ ホールさんは車両基地にも整備するものは何もなかったと証言しました。誰もその夜トミシロ氏に仕事を割り当てていませんでした。実際、トミシロ氏はその夜働いていたのでしょうか？ これに対して、私たちは彼の証言しかありません。それだけです。彼は何をしていて、どこにいて、ヒガさんから引き取ったピックアップトラックがあって運転手がいた時と、コザまでひと走りしようと決めるまでの間、どこにいたのでしょうか？

この時間は寒かったですか？ トミシロ氏は、6時間かそれ以上かかる雇用者の仕事をしなければならぬため、上着を取りに行くつもりだったと言いました。しかしかなり寒かったので結局行きませんでした——行こうともしませんでした。彼は去る直前に上着を取りに行こうと決めたといいました——午前1時45分に事故が起きたと考え、これは夜中の1時半頃のことです。彼はこの間何をしていたのでしょうか？ 彼が、上着を取りに行き、それから戻ってまた仕事をするつもりだったという証言を、正直私は信じていません。第一に、仕事なんてありませんでした。なぜ彼は存在していなかった仕事をわざわざ自主的に申し出たのでしょうか？

第二に、かなり大きい機械であるクレーンを一人で作業するのは効果的だったでしょうか？ 第三に、もし夜中の1時半それか1時45分に家に帰ったら、彼はその翌朝の8時からまた出勤、または帰宅した後すぐに仕事に戻ってくるつもりだったのでしょうか？ それとも彼は一人でドライブするのにピックアップトラックを持っていったのでしょうか？ 休むために家に帰っていたのか、歓楽地であるコザまで旅をしていたのか、どちらかです。彼が上司の仕事のために家に帰るなんて信じられません。彼は過去に一度もしたことはありません。他の誰かがこのような事をしたという証拠もありません。そんなことはないと思いますが、その証拠がありません。納得できません。あちこち嘘だらけです。

彼の雇用者は、何を監督していましたか？ この監督の基準は何でしょうか？ 雇用者はトミシロ氏を信用していたのです。しかし彼が車に乗って道路を走る事に関しては、信用していませんでした。彼は良い労働者で優秀な整備士でした——整備をするために雇われたのですからね。しかしその車を運転したのは、彼の妙な領域と個人的な選択です。彼の上司や雇用者は誰もトミシロ氏に許可を出したり、車の運転を担当させたりしませんでした。彼は上司の業務に携わることは何もありませんでした。彼が自分で決めて自分でとった行動でした。

この件を少し皆さんに関係あるものにしてみましょう。あなたにはお手伝いさんがいるとします。そしてその人が車庫に出ていきます——ちなみに彼女は車の免許を持っていません。彼女は運転して出て行きたいと思えます。ガレージにはあなたの車が停めてあり、彼女はあなたの家の掃除をするのに必要な道具を取りに彼女の家に帰るのにあなたの車を使い、その車を運転している間に人を殺してしまいます。これがまさに今回の事件で起こったことです。あなたができる事は法廷に立ち、「私には責任がありません。私は彼女を運転手として雇いませんでしたし、運転する許可も与えませんでした。私に知らせず、許可もなしに自主的に行動しました」と主張することです。または、このように想定してみましょう。この法律は過失だけでなく故意も含みます。今度は、あなたが庭師を雇っているとしましょう。この庭師はある特別な道具が必要で、あなたが持っているカマを借ります。そして彼はそのカマで人を殺害します。敵だったり味方だったり、誰でもいいのですが。あなたが雇っている彼は、あなたのために働いていて、あなたの所有物を使い、故意に他人に損害を与えます。この状

況で、あなたには責任があるでしょうか？ これは合理的な法律ですか？ まったく違います。絶対に違います。

トミシロさんはこちらの車両基地の担当を任されていたということでした。彼は自動車の修理を任されていました。それ以外の権限はなにもありません。彼にはあちらの車両基地の担当を任されていたわけでも、白紙委任で何でもできた訳でもありませんでした。彼にできたのは車両基地にあった車の修理と車の点検だけです。彼は車の運転とはまったく関係がなかったのです。

先ほど原告側の弁護士が皆さんにお見せした連邦職員労働災害補償法に、私は異議を唱えました。私はそれが皆さんの前に公表されたのを不適当だと思えます。しかし、今皆さんの目の前にあるということで、この事件でこれからなにが起こるか、皆さんにお見せしたいと思えます。原告側の弁護士がしたのと同じ事をして論証します。彼は異論を唱える立場にはありません。この連邦職員労働災害補償法は、連邦職員が死亡した際に適用され、その職員の月給の40%が配偶者に、15%が子どもに補償金として与えられます。つまり、妻と子ども合わせて給料の55%が支払われます。実際に今回の事件で、死亡した職員の月給は714.13ドルという条件に私たちは同意しました。この55%は392.78ドルです。遺族の妻が実際にこの補償金を受け取ったかは分かりませんが、彼女の夫が亡くなった後、少なくともこの権利は彼女に与えられています。労働省長官が、この補償金の支給をいつでも止められるというのは正しいです。皆さんはこの補償金をもらい続けるために何をしますか？ もちろん、もしあなたが加害者から徴収する努力を何もしなかったら、労働省長官はこの件全体を懐疑的にみられるでしょう。そしてもしこの遺族の妻が非居住外国人だとしたら、きっと長官はそのことを良く思わず、「あなたはこの件に関して、政府の関心を引こうとしていません」と言うでしょう。これが起きたことにしましょう。皆さんが原告に賛成していると仮定します。弁護士が言ったように、弁護士への謝礼金を除いて受け取ったものは、すでに払い終えた金額を返済するために政府に送られます。そして残ったものは、月々に支払われる392.78ドルの終結の原因となります。しかし、もし彼女がこの訴訟に負けたらなら、392.78ドルの支払いは続きます。そして、もし長官が支払いを止めると決めれば彼女は「長官、私は事件に関係している人たち——ピックアップトラックを運転していた男性だけでなく、その人の雇用者からも徴収を試み

ました」と言います。これ以上は、私にはできません。

ここで、質問はジレンマというわけです。彼女は月々392.78ドルの補償金を受け取り続ける時と、陪審員によって決められる、彼女に権利があるものを受け取る時では、どちらの方が生活に不自由がないでしょうか？これはカッコに入れるものでしょう。確かに私たちは、彼女はアメリカの法律のもとで償われる補償金を受け取る権利があると言うでしょう。しかし私たちの意見では、権利なしに雇用者のビジネス領域外で、すなわち業務外で雇用者の道具を不正に使う人物により起こされたことについて、彼女は雇用者から補償金を受け取る権利はないということです。雇用者の業務は、あの事件の夜であれば、車両基地と仕事場の2ヶ所にありました。マチナト車両基地に比較して考えれば、那覇航空基地の仕事場はだいぶ距離があり、事故が起こった場所とは反対側にあります。

私たちはこの事件が起こり、とても悔やんでいます。もし悔やんでいないとしたら、それはかなり冷淡なことです。しかし、皆さんが適用したいと思う様々な法律に基づけば、極東建設サービス社には責任がありません。この事件の事実は、責任のある人物はチョウヘイ・トミシロ氏であって、他の誰でもありません。彼がこの責任をしっかりと受け止めるべき人物なのです。

ありがとうございました。

裁判長： ヘイグッドさん、何かつけ加えたい事はありますか？

ヘイグッド代理人： 裁判長、少し意見を述べさせて下さい。被告企業の弁護士は、見込みのある被用者候補の身元確認を行うことが雇用者の義務なのか否か、苦悩に満ちた声をあげています。どれほど細かく身元確認をしなければいけないのか、何がこの義務を課すのかと述べました。その答は、日本の民法第715条がこの義務を課す、です。被用者を雇う時、その人物がもし誰かに過失を犯したら、雇用者が賠償を払わなければならないので、その被用者の身元確認をするようにと記してあります。このように法律に定められているので、雇用者の義務はここから生じます。民法第715条はこの事をはっきりと定めています。被用者が勤務中に第三者に過失を犯した場合、雇用者がその責任を負わなければいけません。しかしそれは、雇用者が注意を払っていたと証明すれば、この義務から免れるとも規定しています。

事実上、犯罪履歴があるからといって仕事に就けないわけではありませ

ん。マクレランさんは、犯罪履歴がある人がどうやって仕事に就けるのかと言っていました、これは少し大ききな気がします。実際のところ私たちは若干これとは違う状況にいます。この事件の被用者は4件の交通安全基準違反と2件の窃盗、合計6件の犯罪履歴があります。これは今私たちが討論している事件と、その後のもう一つの犯罪を加えた合計です。犯罪履歴があっても仕事は就けます。しかし、6件の犯罪履歴があるとすると難しいですね。法律を知っていて慎重な雇用者は犯罪履歴を無視しません。慎重な雇用者は多数の犯罪履歴がある人物を雇ったりしません。

マクレランさんが先ほどあげた雇用者についての質問は、雇用者は被用者を監督するのに何ができるかです。特にマクレランさんが聞いていた、すでに雇用者があの状況で監督していた以上になにができたでしょうか？

私は建設業をしていませんし、車両基地の経営もしていません。被用者も秘書以外は雇っていませんが、雇用者が自動車をすべて車両基地に入れるだとか、車の鍵は保管所から取り出され、戻されるといった指示ができたと私には思えます。もう1つの点は、出入り口の警備員に、会社の車を持って車両基地を出て行く被用者からチケットのようなものを要求し、被用者は必ずそのチケットを持っていなければいけない、と雇用者から指示することもできました。そしてもう1点、雇用者は監督をもっと厳重にするため、車が車両基地から持ち出されて殺人を起こさないために、車両基地から車を持ち出していい人物は許可が降りている被用者だけ、と警備員に指示することもできました。

これまで警備員に対しての質問はありませんでしたが、この警備員は何のためにいたのでしょうか？ 彼は会社の敷地内にある車両基地にいました。何かを警備するためではなかったら彼の役目は何だったのでしょか？ このような事件が起こるのを防げなかったということは、彼は警備員として要求されていた役目を果たすことができなかったことになります。

ツルコ・ロバーズさんにとって何が一番良いか——政府から年金を受け取り、彼女の夫を殺害した容疑者とその雇用者からは補償金を要求しない——これらは彼女が決めることです。彼女には、彼女が夫を殺害したと思う人を告訴する権利がありますし、法律が供給する補償金を要求する権利もあります。ツルコさんに、傍観し政府からの年金を受け取れば暮らしていけるとは、会社でもデルウェア・コーポレーションでもFECONでもその重役でも言えません。これは非常に無神経な考えです。

私が彼女の年金に触れた目的ははっきりと説明したと思います。皆さんは真実を見つけ出す人たちなのです。一人の証言者に関して、ホールさんの反対尋問でいくつかの困難や不意打ちに出くわしましたが、皆さんに真実をお伝えするのに全力を尽くしました。できる限りのことはしたと思っています。

ここで私は話すのをやめて、ここからは皆さんに考えてもらいます。皆さんは真実を見つけ出す人たちなのです。皆さんは全ての証拠を聞きました。皆さんの良心的な思いで、ロバーズさんと彼女の息子さんに補償金を渡そうと思ってもらえたらよいと願っています。彼らは十分にその権利があると私は思いますし、あなたがたもそう思っていただけだと思います。

裁判長： 実際の説示に行く前に、陪審の皆さんに言っておきたいことがあります。それは、被告チョウヘイ・トミシロ氏のこれまでの有罪記録の使用に関して、注意する必要があるということです。ヘイグッドさんが指摘したように、記録は次のような理由によって持ち出され、そして受け入れられたものです。すなわち、被告会社がチョウヘイ・トミシロ氏を雇うにあたって、あまり関係がなさそうなことに不注意であったかです。それに関する問題を考える以上に使われるべきではありません。

双方の代理人は証拠をたいへんうまく扱ってきました。私たちが見てきたように、あなたがたは証拠に出された点をまとめていると思います。ひとつだけ重要と思えて完全に消化できていない点があるようです。それは以下のようなことです。これを述べるのは、ほかの証拠とともに考えてほしい、あなたがたの考慮のためです。トミシロ氏がトラックを、上着を取ってくるために使うということをヒガ氏に言わなかった、とトミシロ氏は証言しました。私からの質問に答えて、彼は誰にもこのことを言わなかったし、誰からも許可をもらおうとしなかったと言います。ヒガ氏は、裁判所からの質問に答えて、2台のピックアップトラックを会社の入り口のところで、つまり会社の入り口の前の道路で交換したと証言しました。

証拠を聞き、最終弁論をうかがったので、この事件の基準となる法律について話すときが来ました。

あなたがた陪審員は事実についての唯一の判断者であるけれども、あなたがたはこの法廷で与えられた説示に従うように求められ、法律を事実に見し、あなたがたが目の前の置かれた証拠から事実を見つけるように義務

づけられます。

あなたがたはひとつの説示だけを選んで、それが法律を述べていると考えることなく、説示全体を考えるべきです。ひとつの法律の叡智ということに関わることでありません。法律がどのようにあるべきとあなたが考えるにしても、法廷における説示が与えた法律以外の見方によって評決を下すことは、あなたが誓った義務に反するのです。

このような民事裁判で証明する義務は原告にあり、「証拠の優越」ですべての必要な要素を証明することが求められます。もし原告の主張を証拠の優越で証明できなかった場合、あなたがたは被告の勝訴を認めなければなりません。

「証拠の優越を確立する」ということは、そうでないよりもそうであるのが正しいということを証明するということです。つまり、証拠の優越とは、考えられて比べられたとき、その反対の場合よりも納得が行き、それが間違っているよりも正しいと証明できたと、心のなかで信じることができると説得されたときです。

あなたがた陪審員は、証人の信頼性や、彼らの証言が与える重みについての、唯一の判断者です。証人は真実を述べるものとされます。しかしこの仮定は、証言の特徴や、ときには矛盾する証拠など、証言のしかたによって、その通りでないかも知れません。あなたがたは与えられた証言を注意深く吟味して、証言する状況を確認、証拠のすべての面を調べ、その証人が信ずるに足るか、考える必要があります。それぞれの証人の知能、動機、気持ち、動作、マナーなど、証人席にあるとき、どんな風であるかを考えてください。また、裁判の原告・被告とどのような関係を持って裁判に来たのか、評決によってどのような影響をそれぞれの証人が受けるのか、そしてそれぞれの証人が、たとえば、他の証拠によって支持され、または矛盾する程度が大きい小さいか、などです。

証人の証言に一貫性のないことや矛盾しているとき、あるいは他の証言者の言葉と一貫性がなく矛盾があるとき、そのような証言を信じないということを起こすかもしれないし、起こさないかも知れません。2人またはそれ以上の人が出来事またはやりとりを違うふうに見たり聞いたりするかも知れない。あるいはちょっとした勘違いによって、思い出すことが出来ないようになるなどは、珍しくない経験かも知れません。矛盾していることの効果を計るとき、それが重要な問題か、それともそれほど重要ではな

いか、またはそのような食い違いが悪意のない間違いによるのか、それとも故意のうそによるものか考えてみてください。もしどのような証人でも、真実性の想定がひっくりかえるとき、そのような証人の証言に対して、あなたが適切と思うような信憑性を与えていいのです。

被告トミシロ氏は、欠席裁判にすることにより、裁判に負けることを許しています。だから原告は被告トミシロ氏に対し、勝訴したということになります。被告トミシロ氏に関する限り、問題は賠償金を支払うとして、いくらにするかです。

被告極東建設サービス株式会社に対する訴訟の本質的な要素を証明するには、原告が次の各点で、証拠の優越の基準において、証明し得たかということです。すなわち、第1に、被告はとくに指摘された点あるいは複数の点において過失があったか、そして第2に、被告の過失は、原告が負った負傷とその結果による損害の直接的な原因であったか、というものです。

合衆国の法律は、裁判長にその事件の証拠について、コメントすることを許しています。そのようなコメントは裁判事実に関する裁判長の意見の表現に過ぎなく、陪審はその全体を無視することができます。というのは、陪審員は事実に関して、唯一の判断者だからです。

裁判の進行中にとどき、私が証人に証言の中で十分にカバーできていない事実について、質問することがありました。私がおの問題について、その質問に関して、意見を持っていると思わないでください。どのような時であっても、あなたがたは陪審員として私のコメントを無視し、事実に関するあなた自身の考えにいたるという自由があります。

どちらの側の代理人であっても、相手側の証言やその他の証拠に、適法に提出できないと考えるものがあるとき、異議を申し立てるのは義務になっています。

もし私が質問に対して異議を認めたなら、陪審はその質問を無視することが求められます。そして、その質問がうまく働いたら証人がどう答えていたろうとか、もし答えることを許されたなら、何と言っただろうかと考えてはいけません。

代理人の異議申立てに関わる、証言やそのほかの証拠を採用する前提として、裁判所はそのような証拠の重要性や効果に関して、個人的意見を示すことはありません。前にも述べたように、陪審員はすべての証人たちの信憑性とすべての証拠の重みと効果の唯一の判断者なのです。

この案件であなたがたが決めなければならない問題は以下の通りです。

1. 被告極東建設サービス株式会社に過失があったのか、そして当会社の過失が、もし存在したなら、犠牲者ロバーズ氏の負傷と死亡の原因だったか、あるいは一因となっていたのか。

もしこの質問に対するあなたがたの答が「いいえ」だったなら、あなたがたは被告極東建設サービス株式会社の勝利の評決を出すでしょう。しかし、もしあなたがたの答が「はい」であったなら、決めるべき2番目の問題があります。すなわち、その被告極東建設サービス株式会社の過失が原告の負傷の直接的な原因であるかです。もしその質問に対する答が「いいえ」であるなら、被告極東建設サービス株式会社に対して、勝利の評決を出すということになります。

2. 犠牲者ロバーズ氏の負傷と死亡を引き起こした事故のとき、被告トミシロ氏は、被告会社に雇われていて、そのような雇用関係の中での仕事の途中であったかどうか。

もし事故のとき、被告トミシロ氏が被告極東建設サービス株式会社の雇用された者でなかったか、あるいはトミシロ氏が雇用された者であったとしても、そのような雇用関係に合った行動をとっていなかった、あるいはとろうとしていなかったなら、あなたたちは被告極東建設サービス株式会社の勝利と判断するでしょう。

過失というのは、合理的で賢明な人がやらないことをやってしまうこと、あるいは合理的で賢明な人がやり損うことであり、人間の業務をすることをふつうに規定するような、このような配慮によって引き起こされます。それは個人の持ち物や人物の管理における状況に対して、普通の注意を払わなかったことです。

普通の注意とは、普通の慎重深さを持った人が、自分自身や他人の負傷を避けるため、自分の周りのことに注意を払って、とり行うなどの注意を言います。

負傷は、作為や不作為が近接して起きますが、それは次のように見えます。

1. すなわち、実質的に引き起こすか、あるいは実際に負傷したときに、作為や不作為がその役割を演じており、そしてさらに

2. 負傷は、その作為や不作為の直接的結果であるか、そう考えるのが合理的である場合。

これから、日本の民法から引用された琉球諸島の法律の関係部分を読むことにします。これはあなたがたが合議のときに使えるように、合議室に持って行くことができます。

「第711条（近親者に対する損害の賠償）他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。」

「第715条（使用者等の責任）ある事業のために他人を使用する者は、被用者とその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。」

補足的に言いますと、陪審の皆さん、この第715条には、私が以前に読んだことがある過失の規定と、禁止や義務といったものが、少しばかり違って書かれているというのが分かると思います。

「第721条（損害賠償請求権に関する胎児の権利能力）胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。」

もし皆さんの中に知らない人があれば、「胎児」というのは、生まれる前の子どもを意味します。

日本の民法第715条に使われている、「その事業の執行について」という言葉は、使用者の特定の命令によってなされた行為であることは必ずしも意味しません。使用者の行為によって、つまり作為か不作為かですが、同意あるいは承認が使用者から暗示されるものです。

陪審の評議室に入ったなら、あなたたちの1人を陪審長として、選ぶこととなります。陪審長はあなたたちの評議の司会を務め、法廷に対して、あなたたちの代表となります。

評決の用紙は、あなたがたの便宜のため、用意されています。

評決用紙は2種類あることに気づくと思います。どちらも記入されなければなりません。ひとつは個別評決（Special Verdict）の用紙で、もうひとつは一般評決（General Verdict）です。個別評決の用紙は次のように読めます。

「私たち陪審は、上記の事件について、全員一致で以下のように見いだ

しました。

1. 被告トミシロ氏が、雇用主である被告極東建設サービス株式会社の所有する自動車を運転するという行為は、雇用主の業務の遂行のために行われたのか？

2. 被告極東建設サービス株式会社は、被告トミシロ氏の選任において、あるいは業務遂行の監督において、十分な注意を払うことを怠ったのか？

それぞれのところに「はい」「いいえ」と答えるようになっていきます。これらは、すでに述べました第715条に沿って、読んでいただきたいと思えます。

もう1つの個別評決は次のようになっています。

1. 被告極東建設サービス株式会社に過失があったのか、そして当会社の過失が、もし存在したなら、犠牲者ロバース氏の負傷と死亡の原因だったか、あるいは一因となっていたのか？

これらの質問についても「はい」「いいえ」と答えるように、用紙がなっています。

2. 犠牲者ロバース氏の負傷と死亡を引き起こした事故のとき、被告トミシロ氏は、被告極東建設サービス株式会社に雇われていて、そのような雇用関係の中での仕事の途中であったかどうか？

3. 損害の賠償額は、被告トミシロ氏に対して、いくらにすべきか？ 被告極東建設サービス株式会社の場合は？ 合計金額は？

これは以前に読んだものと一緒に読んでもらいたいと思います。それは裁判の前のところで議論されましたし、裁判前のカンファレンスで決められたもので、そのファイルの一部でもあります。

このような個別評決に加えまして、一般評決というものがあります。

「私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバース氏とドナルド・ロバース氏に対して勝訴、したがって被告チョウハイ・トミシロ氏の敗訴として、原告の損害額を合計（空白）ドルとします。」

これは一般評決で、すでに申しましたように、トミシロ氏は裁判に負けることを許しています。だから、あなたがたは彼に対して敗訴ということ配慮せずに、損害賠償額が存在するならいくらかということを決めてください。

もう1つの用紙は、「私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して勝訴、したがって被告極東建設サービス株式会社の敗訴として、原告の損害額を合計(空白)ドルとします。」

もう1つの一般評決用紙として、「私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、被告極東建設サービス株式会社の勝訴、したがって原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して敗訴とします。」

あなたがたは、これらの用紙を陪審評議室に持ち込み、評決について、全員一致になったなら、陪審長に記入させ、日付と署名を用紙に書き込み、あなたがたの一致した評決を書き込んで、この法廷に評決を返すのです。

個別評決の用紙のすべてが、あなたがたによって記入されます。一般評決については、評決によって、すべての用紙には記入されない場合があります。

審議の途中で法廷に連絡を取る必要があるかも知れません。そんな時は廷吏を通して、メモを送ってください。法廷と連絡をとるのは署名入りの——陪審長の署名ですが——メモです。それ以外の方法の試みは許されません。そして、法廷に対しても誰に対しても、全員一致の評決が得られるまで、陪審が今、どうであるか、数字的にも他の方法でも、明かしてはなりません。

それから、次の注意を付け加えるのが適切と考えます。すなわち、これらの教示には——またあなたがたの便宜のために準備された用紙のどこにも——私が考えた、あなたがたの評決がどのようにあるべきかを示唆するものは、どのような形でも方法でも、入っていません。評決がどのようなものであるべきかは、陪審だけに唯一託され、そして他の力の入らない、義務と責任なのです。

最後に1つだけ、陪審の皆さんに言っておきたいことがあります。損害賠償額としてあがっているのは、皆さんが知っているように、15万ドルです。これは二者択一式の賠償額です。つまり、複数の用紙に書かれた、これらの空欄は、どちらか一方に対して、全部の金額を求めるか、あるいはあなたが適当と思う金額を案分して両者に求めるか、そのときはもちろん合計の上限は15万ドルですが、ということです。

廷吏があなたがたを案内して、今、上告審の法廷へ案内します。今回はそこを評議室として使わなければなりません。５分間の休憩をとって、その後で評議室に入ることになります。私たちはドアに掲示を貼ります。誰も入ることはできません。もし誰かが短い時間、部屋を出たいときには、廷吏がそこにいます。私に連絡を取りたいのなら、教示で言ったように書式を用いて、陪審長に署名をもらってください。

少し遅くなりつつあるということは分かっています。でも、そんなに遅くならないで、合意に達するのではないかとと思っています。一致するのに少し時間がかかる場合、食事の時刻になり、食事したいと考えれば、もし私たちに知らせてくれれば、メニューを差し入れ、となりのレストランの食事を提供します。

今の時点で、何も言うことはないと思いますが、ひとつだけ注意したいと思います。これらの書類のいくつかをほしいと思うかも知れません。もし見たくないのでしたら、まあよいのですが。もし見たいと思ったら、そのことを言ってくれば、提供します。それが陪審に提供するものが正しい適切な文書でしたら。その判断は、その時になったら行きます。この説示は、もちろん、あなたがたと一緒にいきます。

この説示を評議室と一緒に持つて行くことに、どちらの代理人も、異議はありませんね？

マクレラン代理人： 被告側はありません。

ヘイグッド代理人： 異論はありません。

裁判長： というふうに、両者は納得しています。それでは皆さん、陪審室へどうぞ。

ヘイグッド代理人： 原告提出の第1号証も入ります。

裁判長： ああ、そうです。刑事裁判で有罪という書類も入ります。

(法廷は1964年7月9日午後4時45分に休廷した。)

(法廷は1964年7月9日午後9時22分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。)

裁判長： 9時22分です。普通であれば、こんな時間は何ともないのですが、あなたがたは今朝の9時からずっと連続して、この裁判に関わっています。あなたがたの何人かは、きっと疲れているのではないかと思います。また、

家だとか仕事だとかで、片づけたいと思っていたことがある人もいないではないでしょうか。あなたがたの合議について、どうしろこうしろと言うのは、まったく私の意図ではないのですが、あなたがた陪審は、この問題で事実を決めることができる、唯一の判定者なのです。これはあなたがたの誰かが、自分の信念を捨てなければならないという問題ではありません。ほかの誰かの考えに対し、自分の考えを見直すことかも知れません。もし自分が少数派にいるということに気づいたなら、もちろん自分の固い信念を曲げることはありませんが、時には部屋の中で議論されていることの一般的な背景とか、もう一度、考えてみるのも良いかも知れません。過去にこれらのことが時には、最初から見直しすると疲れてしまい、家に帰りたと思う前の晩より、かなり問題が小さくなっているということもありました。もしあなたがたがそう望むなら、議論する時間をまだ長くしたければ、思うだけ長くできます。しかし、もし反対に、明日の朝、フレッシュな気持ちでやったほうがたぶん良いと思うのなら、ここで解散して、明日の朝に9時あるいは9時半に戻ってきて、やったほうが良いかも知れません。よく今夜は休んで、人によってあるいは問題になっていることを片づけることができるかも知れないし、また明日、新しく取り掛かることができるのではないかと思います。

私は、あなたがたの決定に圧力をかけるつもりはまったくありません。私たちは、あなたがたが望むだけ、助けになるように、ここにいます。過去の経験から、とくに陪審があなたがたのように長く議論をしているとき、連続して1日とかですが、時には休みが良いと言います。だから、今夜、陪審長がノートを出して、このまま続けたいのか、それとも明日の朝、もう一度、ぶつかってみたいと思うのか、もう一度、考えてみてください。何回も言いますが、あなたがたに結論を出すようにするというのは私たちの意図ではありません。私たちはできるだけあなたがたに時間を取ってもらって議論してほしいのです。

これは重要な裁判です。この種の裁判の最初のものです。私たちは誰にも堅い信念を曲げてほしいと思っていません。しかし、同様に、全員一致の評決に至るため、自分の意識に一致して、変えることができるのなら、そうするのがあなたがたの義務ということになります。もしそうするのを気にしないとしたら、ちょっと短い時間だけ陪審員だけになってくださるようをお願いしたいと思います。今夜このまま残るのか、あるいは明日の朝

にここへ戻ってくるのか、どのような決定をあなたがたが出されても、私たちは従います。

もし夜の休みを取ると言いますと、もちろん、この事件のことは誰とも話してはいけないというのは当然として、厳しい理解が必要になります。新聞を読んではいけませんし、この事件を扱っているラジオ番組を聞いてもいけません。そうして、実際のところ、あなたがたは今夜、短い休憩を取ったかのように、帰ってこなくてはなりません。ここでは陪審をホテルの部屋だとか、その類のものに、缶詰にするといったことは致しません。私たちはあなたがたに帰宅して、また明日、戻ってきてもらいます。これは両方の代理人の了承を取っています。過去のやり方であり、間違いなく今夜のやり方でもあるのは、明日まで休むということです。このことはあなたがたにまかせますので、どのように決めても、私たちは従います。ありがとうございます。

（法廷は1964年7月9日午後9時26分に休廷した。）

（法廷は1964年7月9日午後9時37分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。）

裁判長： 陪審の皆さん、あなたがたの結論のとおり、この状況で賢い判断だと思います。明日、朝の9時まで、休廷することにします。

明朝9時に議論を始めるとき、もっと案内とか、問題の説明がほしいとか、あるいはすでに与えられた証言をもう一度聞きたいとか、あなたがたが思うかも知れません。あなたがたの心の中ではっきりしないこと、あるいは何か質問があったら、陪審長を通して書面で提出してくれば、代理人と私とで議論して、あなたがたにとってよく分からないところを説明するようにします。これらの事から離れて、また戻ったとき、時にはこれらの問題は、続けられた評議によってちょっと疲れたときより、ずっと焦点が合ってくるものです。

今と明日の朝9時の間、以前にも申し上げたとおり、この事件をほかの誰とも、あるいはあなたがた同士で議論することはできません。あるいは、新聞の記事を読むことも、テレビやラジオでの報道を聞くこともいけません。なぜなら、これは陪審だけの問題であり、ほかの誰のものでもないからであり、注意を払ってほしいと思います。すべての管轄地域で、陪審

隔離を許可していませんが、多くでそうしています。しかし、これらの状況では、もしかしたら、私たちのようなのがいいのかも知れません。まあ、明日の朝、新鮮な気持ちで始めようと9時になったら戻ってきて、評議をまた始めることにいたしましょう。

明日、評議室に入る前に、短い間だけ、ちょっとここに集まってもらいましょう。それでは、明日の朝まで、休廷します。

(法廷は1964年7月9日午後9時40分に休廷した。)

(1964年7月10日午前9時06分、沖縄県那覇市において、法廷は再開した。)

出席した人たち

ラッセル・L・スティーブンス：	裁判長
ツルコ・N・ロバーズ：	原告
チャールズ・P・ハイグッド：	原告代理人
ツネヨシ・オオシロ：	原告代理人
ハワード・B・マクレラン：	被告代理人
ジェームズ・L・スミス：	速記者

(陪審の全員が出席している。)

裁判長：陪審の皆さんが評議のため、別室に行く前に、昨夜に言ったことをもう一度、述べたいと思います。評議を助けるために、もし何か情報が欲しいのなら、たとえば、裁判記録の一部分を読み上げてほしいとか、陪審長に言ってもらえば、彼がメモを書いて、もちろん法律で許されることだけですが、あなたがたに必要なことを提供したいと思います。

手続きは昨日とまったく同じです。もし連絡を取りたいのなら書面でお願いします。ヒガさんがそこにいるはずですが、イシミネさんが助けてくれると思いますので、それぞれの場所に1人ずついるでしょう。誰かがそこを去らなくてはならないとき、2人がいると思います。

11時30分ころ、あなたがたがまだ相談している場合、もしお昼の時間が過ぎると思われるとき、昨夜と同じことをまたやります——すなわち、私たちはメニューを差し入れます。そこでお昼を食べてください。あるいは、もしあなたがたが望むなら、もちろん、廷吏があなたがたを食事に連れていきます。私たちは、あなたがたのために乗り物を準備するなどの、手

配をとることができます。ヒガさんがついて行って、昼食を一緒に食べることができます。「ハーバービュー・レストラン」なんか、いちばん良いのではないのでしょうか。もちろん離れた部屋、少なくとも片隅ですけれど。代理人はいいですか？

ヘイグッド代理人： 異議なし。

マクレラン代理人： 私はそれでオーケーです。

裁判長： それではそうしましょう。ありがとうございました。

（法廷は1964年7月10日午前9時08分に休廷した。）

（法廷は1964年7月10日午前9時40分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。）

裁判長： ガートレルさん、陪審はヒガ氏とトミシロ氏の証言の全体を読んでほしいというのですか？

陪審長： 私たちは、最初のところは省いて、証言だけを聞きたいのです。

裁判長： そういう風に細かくするのは難しいです。全体を読むのが一番良いと思います。そうすれば、全部入っていますから。

陪審長： 私たちが特に関心がないのは、住所だとか、そういったところだけです。

（注： 速記者はシュウコウ・ヒガ氏とチョウヘイ・トミシロ氏の証言を読んだ。）

裁判長： そういうところですね、陪審の皆さん。ほかの場所で、読んでほしいと思う場所がありますか？

陪審長： いや、これでいいと思います。

裁判長： 結構です。もしもっと情報が欲しいときには、言ってください。それでは終わります。

（法廷は1964年7月10日午前10時45分に休廷した。）

（法廷は1964年7月10日午後1時34分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。）

裁判長： 私たちがあなたがたに来てもらったのは、陪審の皆さん、陪審長からの依頼に従って、追加の教示をあなたがたに与えなければならないから

です。

日本の民法第15条第1項（※訳者注＝民法第715条第1項の誤まりと思われる）に使われている「使用」という言葉は、1人の人の他の人に対する最初の採用を意味しており、あるいは、それに続けたとき、雇用主によって違った仕事を割り当てられた場合、被用者がその違った義務を行うようにする指示のことです。

これを廷吏に渡します。陪審に手渡してください。（廷吏は言われたとおりにした。）

裁判長： もしもっと午後遅くになって質問があるときは、メモを送っていたら、そのときにその処理を考えましょう。

（法廷は1964年7月10日午後1時36分に休廷した。）

（法廷は1964年7月10日午後3時10分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。）

裁判長： 陪審の皆さん、裁判長として、あなたがたが評議の場で、すべての証拠とこれまでに与えられた説示を合わせて、考えていただきたいことを、2、3述べさせてください。

長さから言ったら、それほど長くありませんが、これはたいへん重要な案件です。もしあなたがたが評決に至らないとすると、もちろん、この裁判は未解決で未決定ということになります。多くの他の事件と同じように、いつかは処理されなくてはなりません。この事件が再度、裁判にかけられたら、どちらの側からも、これまでやられたよりうまく裁判が行われる、あるいはもっと徹底して行われると信じる理由はありません。将来の陪審もあなたがたと同じ方法、同じ出所で選ばれなくてはなりません。だから、この事件が12人の男性と女性で、もっと知性がある、もっと中立で、もっと有能な決定をすることができるか、もっとはっきりした証拠を、どちら側からも出せるとか、そういうことを信じる理由はないようです。

もちろん、これらのことは、この裁判をずっと通して見てきた私たちすべてにとって、簡単に考え出すことができるということを示しています。これを今、持ち出すのは、それらのうちであなたがたの注意を逃れたものがあるかも知れないと思うからです。証拠と説示を見直して、これらが十分に使われるようにすることが必要です。というのも、他のこともいっし

よに起こり、たぶんそれはもっと当たり前であるから、あなた個人の判断や独自の良心に従うことで、評決を全員一致で賛成することが、たいへん大切に望ましいということが考えられます。

陪審のメンバーが良心的な信念を捨てるなど、私が望まないことは言うまでもないことです。

しかしながら、陪審員として評議を行い、相互の意見を考慮に入れ、自分の考えを曲げずに、同じ意見になるのは、義務だと言えます。あなたがたのそれぞれが、自分の納得の行くように決めなくてはいけないのですが、仲間の陪審員がその証拠についてどう考えるのか、よく聞いて考える必要があります。そして、評議のとき、あなたが間違っていると考えるなら、躊躇なく見方を変え、意見を換えなくてはなりません。

12の心を全員一致の結果に持って行くためには、提起された質問を虚心坦懐に、そして率直に検討すると同時に、他の人たちの考えに尊敬を払い、それを重んじなければなりません。それはいうなれば、話し合いながら、あなたがたの1人ひとりが他の人の見方に注意を払い、敬意を見せなくてはならないということであり、他の人の議論は自分の意見を確かめ直す気持ちを持って、聞くことがだいじです。

もしあなたがたの大多数が評決のどちらかに傾いているとしたら、反対する陪審員の1人ひとりが自分の証拠の重みづけは正しいのだろうかと考えの必要があり、反対側の多くの人たちの考えが、自分の考えと同様に正直で、同様に知恵があり、同じ責任を負って、同じ宣誓を行い、同じ証拠を聞いて、同様の注意を払って、事実には到達するという、同様の希望を持っていることに気づいてください。

あなたはどちら側にも味方をしていてのではありません。あなたは判断者——事実に関する判断者なのです。あなたがたのただひとつの目的は、目の前にある証拠から、真実を見つけ出すことです。あなたがたは、唯一の、そして他にはいない判断者であり、証人の信用性を判断し、すべての証拠の重みと効果を見るのです。この難しい義務を遂行するために、あなたがたは裁判長や代理人の発言のすべてを無視することができます。という、今述べている私の言葉も含めてです。

陪審員は自分の良心に従って、証拠の重みや効果というものがどうであれ、信念を変えることを期待されていないということを忘れないでください。しかし、十分な議論とすべての証拠を考えて、あなたの個人的な判断

と良心を侵さないなら、評決に賛成するのはあなたの義務であることを忘れないでください。

あなたがたは評議をあなたがたの望むままに行うことができますが、評議室に戻り、あなたがたの前にある質問に関係するすべての証拠を注意深くもう一度調べ、もう一度、考え直すことをしてください。そして、以前にも述べたとおり、あなたはどちらの味方でもなく、事実の判断者であることを忘れないでください。

あなたがたは評議においては、評議が必要とする時間をとってください。あなたがたが必要と思うだけの、すべての時間が取れます。

理性のある男性と女性として、良好で良心的な判断による決定をするために、評議室に戻り、あなたがたの評議に戻ってください。

ありがとうございました。

(法廷は1964年7月10日午後3時18分に休廷した。)

(法廷は1964年7月10日午後7時08分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。)

裁判長： 陪審の皆さん、評決に達しましたか？

陪審長： はい、裁判長。

裁判長： それでは、それを読んでもらえますか。ヒガさん、評決が読まれたら、裁判長席へそれを持ってきてください。個別評決を読んでください。

陪審長： 「私たち陪審は、上記の事件について、全員一致で以下のように見いたしました。

1. 被告トミシロ氏が、雇用主である被告極東建設サービス株式会社の所有する自動車を運転するという行為は、雇用主の業務の遂行のために行われたのか？ 答は、はい、です。

2. 被告極東建設サービス株式会社は、被告トミシロ氏の選任において、あるいは業務遂行の監督において、十分な注意を払うことを怠ったのか？ 答は、はい、です。」

私が、本日、署名しました。

「私たち陪審は、上記の事件について、全員一致で以下のように見いたしました。

1. 被告極東建設サービス株式会社に過失があったのか、そして当会社の過失が、もし存在したなら、犠牲者ロバーズ氏の負傷と死亡の原因だったか、あるいは一因となっていたのか？ 答は、はい、です。

2. 犠牲者ロバーズ氏の負傷と死亡を引き起こした事故のとき、被告トミシロ氏は、被告極東建設サービス株式会社に雇われていて、そのような雇用関係の中での仕事の途中であったかどうか？ 答は、はい、です。

3. 損害の賠償額は、いくらにすべきか？

被告チョウヘイ・トミシロ氏に対して： ゼロ
被告極東建設サービス株式会社： 6万5千ドル」

私が、本日、署名しました。

「一般評決は原告の勝訴： 私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して勝訴、したがって被告チョウヘイ・トミシロ氏の敗訴として、原告の損害額を合計0ドルとします。」

私が、本日、署名しました。

「一般評決は原告の勝訴： 私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して勝訴、したがって被告極東建設サービス株式会社の敗訴として、原告の損害額を合計6万5千ドルとします。」

私が、本日、署名しました。

裁判長： 陪審の皆さん、これには法律の面から、少し問題があるように思います。廷吏のヒガさんをお願いするのですが、この問題に少し検討をお願いするというので、評議室にちょっとだけ、陪審の皆さんを連れて行ってほしいと思います。これは簡単な、事務的な問題です。これは数分のうちに訂正されると思います。

(法廷は1964年7月10日午後7時13分に休廷した。)

(法廷は1964年7月10日午後7時25分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。)

裁判長： 基本的な矛盾があり、陪審の皆さん、そのため、あなたがたにもう一度、評議室に戻って、あなたがたで決めてほしいと思います。その不一致というのは以下のとおりです。一般評決では原告に対して勝訴が言い渡されました。「私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して勝訴、したがって被告チョウヘイ・トミシロ氏の敗訴として、原告の損害額を合計0ドルとします。」

評決そのものに矛盾があります。原告が勝訴しているのに、被告にはまったく敗訴の金額がありませんから、その判断の成立には基礎がないということになります。

もしそういうことがあなたがたの希望でしたら、あるいはあなたがたの一致した答申が、このほうが合っていますが、被告トミシロ氏に要求された責任があるとすると、あなたがたはもちろん、なんらかの損害額をあてなければなりません。そうでなければ、判決は価値を持ちません。金額は、もちろん、あなたがたが決めることができるのですが、それで評決のすべてを一度、あなたがたに戻します。説示はもし陪審の意思として、どちらかの被告に対して敗訴と認めるのでしたら、その被告に対して損害額をあてる評決を出して、その評決のように被告の1人、あるいは両被告に対して、損害額による裁定がなければならないということになります。

そうでなければ、つまり被告トミシロ氏は現在の評決では、全然、責任がないということになりますが、もちろんこれはあなたがたが、損害がないと認めたということです。だから、これらの用紙をあなたがたが訂正するように返します。陪審室でのやり取りによって修正してほしい、事実における矛盾ということになります。

陪審の皆さん、個別評決においても、気をつけてください。あなたがたは、被告チョウヘイ・トミシロ氏の名前のところへ「ゼロ」と書いています。だから、この前に出された、これらの評決は、今度はよく考えなくてはならないことになります。原告ツルコ・ロバーズ氏とロナルド・ロバーズ氏が被告トミシロ氏に勝ったというのが、あなたがたの気持ちなら、適切と思われる賠償金額を決定することが必要です。

反対に、もしトミシロ氏が原告に対して支払う責務がないというのがあなたがたの意図することなら、もちろん、他の評決を訂正することが必要になります。つまり、彼は損害に対して責任があるか、全然、責任がない

かのどちらかです。

（法廷は1964年7月10日午後7時30分に休廷した。）

（法廷は1964年7月10日午後7時45分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。）

マクレラン代理人： 裁判長、被告極東建設サービス株式会社は、このたび、陪審の返した評決に対して、つまり一般評決に対し、異議をとなえたいと思います。その理由は、その指示は無効であるということ、そして裁判長の指示のもと、陪審の決定を変えようとするのは、評決のすべてを変えようとしているのと同じことになるということです。私たちは、それは不適當であると感じます。私たちはそれに反対します。それに今回、以前に出した動議をもう一度、出したいと思います。すでに申し上げた根拠に加え、この事件に対する評決は無効であるという理由です。

裁判長： 動議の否定ということですね。指示評決を求める動議と、えーと、今回、評決に関して、あなたが求めているのは、何の動議に当たりますか？

マクレラン代理人： 異議です、裁判長。閉廷中に法律を見ていたのですが、評決に対する異議です。それに加えて、これまでにとられた動議をあげたいと思います。

裁判長： なるほど。良く分かりましたが、動議は却下します。

陪審の皆さん、評決の用紙に希望した修正を記入しましたか？

陪審長： 私たちは評決を変えました。

裁判長： それでは、それを読んでください。

陪審長： はい、裁判長。私たちは一般評決から、被告チョウヘイ・トミシロ氏にあたる一般評決のところを抜き取って、変えてしまいました。その用紙を、評決を書いたものから抜き取ったので、個別評決に残ったものがあり、つまり2つの部分が個別評決として残っており、それはすでに読んだとおりです。それに加えて一般評決は、今ではひとつの部分となっており、それは、「私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して勝訴、したがって被告極東建設サービス株式会社の敗訴として、原告の損害額を合計6万4千ドルとします。」

私が、本日、署名しました。

裁判長： ガートレルさん、あなたがたの評決には、被告トミシロ氏のことは触れていないということですか？

陪審長： そういうことになります。

裁判長： 被告トミシロ氏に対する評決を出す必要があります。

マクレラン代理人： 裁判長、この機会に、私は再度、動議を出したいです。

裁判長： 承りました。ヘイグッドさんは、言いたいことが何かありますか？

ヘイグッド代理人： 裁判長席での相談ができますか？（裁判長席での相談が開かれた。）

裁判長： 陪審の皆さん、私たちの問題は以下の通りです。被告トミシロ氏に関する限り、すでにこのことは言っていますが、彼は自分に対する訴えに対して、敗訴になっています。つまり、判決はもうすでに決まっております。あなたがたが問題を思い出してみれば、チョウヘイ・トミシロ氏に関する限り、決めなくてはいけないのは、損害賠償額のみです。正しい判決であるためには、たとえ形式的な金額であれ、あるいは、それがあなたがたの与えた損害金額の一部分であれ、損害賠償の金額がなくてはなりません。その金額がどのようなものであれ、それはあなたがたの判断です。もしトミシロ氏に不利の評決があるのなら、もちろん、金額でそれを示す必要があります、それは以前に示したとおりの判断ですが、トミシロ氏に不利な判断が出ています。だから、あなたがたの問題は、トミシロ氏に対して、損害をいくりにするかでしょう。金額はあなたがたが決めることです。

金額はもちろん、私が言ったように、ほんのわずかでも構いません。あるいは、訴状にあるような請求趣旨申立てに沿って配分されてもいいですし、あなたがたが感じているように、どのように決めても構いません。しかし、評決自体を支持するような損害に対して与えられなければなりません。

ガートレルさん、この点ははっきりしていますか？

陪審長： はい、裁判長。

裁判長： 陪審の皆さん、もうひとつの説示があります。損害の請求趣旨申立ては、損害の請求趣旨申立ての中にあります。すなわち、損害賠償の金額は、どちらか、あるいは双方の金額が査定されます。許されていないのは、請求された金額以上のものが、判決によって認められるということです。つまり、請求金額が最高金額ということになります。損害賠償額は、もし賠償責任が認められたとしたら、最低でもいくらかの額になるはずですが。だから、提出したものを持って入ってください。もし記入するときが

来たとき、何と記入するのだとか、あるいは質問があるときは、書いて送ってください。裁判所の書記が、必要なら、新しい用紙を準備します。あなたがたは、別の用紙を必要ではないですね。では、もう一度、陪審室に入ってください。

（法廷は1964年7月10日午後7時57分に休廷した。）

（法廷は1964年7月17日午後9時05分に再開した。休廷したときにいた人はすべて出席していた。）

裁判長： 陪審長さん、修正された評決の用紙を持っていますか？

陪審長： はい、裁判長、持っています。

裁判長： 前に行ったのと同様に、読んでもらえませんか？

陪審長： これは個別評決の第1の部分です：

「私たち陪審は、上記の事件について、全員一致で以下のように見いだしました。

1. 被告トミシロ氏が、雇用主である被告極東建設サービス株式会社の所有する自動車を運転するという行為は、雇用主の業務の遂行のために行われたのか？ 答は、はい、です。

2. 被告極東建設サービス株式会社は、被告トミシロ氏の選任において、あるいは業務遂行の監督において、十分な注意を払うことを怠ったのか？ 答は、はい、です。」

「個別評決： 私たち陪審は、上記の事件について、全員一致で以下のように結論を見いだしました。

1. 被告極東建設サービス株式会社は過失があったのか、そして当会社の過失が、もし存在したなら、犠牲者ロバーズ氏の負傷と死亡の原因だったか、あるいは一因となっていたのか？ 答は、はい、です。

2. 犠牲者ロバーズ氏の負傷と死亡を引き起こした事故のとき、被告トミシロ氏は、被告極東建設サービス株式会社に雇われていて、そのような雇用関係の中での仕事の途中であったかどうか？ 答は、はい、です。

3. 損害の賠償額は、いくらにすべきか？

被告チョウヘイ・トミシロ氏に対して： 5千ドル

被告極東建設サービス株式会社に対して： 6万ドル

合計： 6万5千ドル」

「一般評決は原告の勝訴： 私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して勝訴、したがって被告チョウヘイ・トミシロ氏の敗訴として、原告の損害額を合計5千ドルとします。」

「一般評決は原告の勝訴： 私たちは、上記の題目の裁判における陪審として、原告ツルコ・N・ロバーズ氏とドナルド・ロバーズ氏に対して勝訴、したがって被告極東建設サービス株式会社の敗訴として、原告の損害額を合計6万ドルとします。」

裁判長： たいへん良いですね。この個別評決と一般評決を受け取り、この月日と時間を、判決記録に入れましょう。

原告の代理人はこの評決を、被告の代理人とともに、後のために記録しておいてください。

陪審を帰す前に、これまでに言ったこと以外に何かありますか？

マクレラン代理人： 被告側には何もありません。

ヘイグッド代理人： 裁判長、この時点で、何もありません。

裁判長： 皆さんも、私も、皆疲れています。これだけは陪審の皆さんに言っておきたいと思います。陪審義務は、私たちの市民権における、最高の形の代表権です。これは長い間にわたって、たいへんに名誉であり、長い伝統と歴史をともなってきました。

陪審の皆さんは、たいへんに責任の重いものに参加していただきました。あなたがたが社会における仲間の市民に伝えるように求められたなら、生命や財産に影響を与え、もっとも神聖で極端に高い信頼をもって、あたることを求められたということです。あなたがたはこれをたいへん良く行い、あなたがたに感謝するというのは、共同体全体と私個人の気持ちを話していることになります。こんなに長く、そして難しい状況の中で、あなたがたが迷惑を感じたとしたら、謝罪しなくてはなりません。もう、たいへん遅くなりました。この裁判所とそれを取り巻く共同体を代表いたしまして、感謝したいと思います。

これをもって、閉廷いたします。

（法廷は1964年7月10日午後9時12分に閉廷した。）

記録の証明書

上前記は、1頁から183頁まであって、この問題における上記の裁判の、記録された時間と場所における法廷での、本物の正しい訴訟手続きの記録であることを証明する。

ジェームズ・L・スミス（速記者）

